

徳島県個人情報保護審査会答申第62号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成28年7月8日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H〇. 〇. 〇日私と県と協議した（農業基盤課（〇〇〇）農山漁村振興課）（〇〇〇）別紙に添付の内容の書類（農山漁村振興課）」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

別紙に添付の内容とは、次のとおりである。

H〇. 〇. 〇 県庁 〇:〇分 〇〇〇と協議

1. 〇〇に対する（国の指導）に係る協議（以下「別紙内容1」という。）
2. 〇月〇日県民局で〇〇〇との協議内容（以下「別紙内容2」という。）
3. 国（〇〇〇）の協議内容を伝えた（以下「別紙内容3」という。）

その結論として、1週間以内に課長から回答もらう

2 実施機関の決定

平成28年7月21日、実施機関は、請求に係る保有個人情報については、当該文書を作成しておらず、文書が不存在であるため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成28年7月27日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成29年4月26日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書における審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

H○年○月○日（付け○○○）の書類をH○年○月○日の協議したとき県から資料提供を受けている。それなのに、無いとする拒否決定は可笑しい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

審査請求人が開示を求めている保有個人情報、審査請求人が○○○と徳島県知事に対して提出した平成○年○月○日付けの○○○土地改良区に対し、土地改良法に基づく措置命令の発動を請願するという趣旨の請願書（以下「本件請願書」という。）の件で、○○○が県を指導した書類及び審査請求人が農山漁村振興課と○○○土地改良区に対する指導に関して協議した書類と推察される。

平成28年7月7日に、審査請求人から本件請求書の別紙に記載された内容について話があり、農山漁村振興課の担当者が対応している。

別紙内容1については、本件請願書の件で、○○○が県を指導する文書を送付していると審査請求人が主張するものだが、県が行う土地改良区への運営に関する指導等に関し、国が県を指導する権限はなく、○○○から県を指導する文書は送付されておらず、県は取得していないことから存在しない。

別紙内容2については、平成○年○月○日に南部総合県民局産業交流部（阿南）（以下「産業交流部（阿南）」という。）で協議した内容についてであるが、○○○土地改良区に対する指導に関する件であったため、再度、産業交流部（阿南）に相談するよう説明したものである。

別紙内容3については、審査請求人が○○○に○○○土地改良区に関し通報をした件について、審査請求人の主張を聞いたものである。

農山漁村振興課の担当者は上記のとおり対応したが、担当者はこのことについて書類を作成する必要はないと考え、作成しておらず存在しない。

以上により、本件請求に係る個人情報は保有していない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について不存在であると主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、平成〇年〇月〇日に審査請求人と農山漁村振興課の担当者が協議した内容を記録した書類及び協議内容に関する書類に記録された個人情報と解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の不存在の妥当性について

実施機関の説明によると、平成〇年〇月〇日に、審査請求人から本件請求書の別紙に記載された内容について話があり、農山漁村振興課の担当者が対応しているが、担当者はこのことについて書類を作成する必要はないと考え、書類は作成していないとのことである。

実施機関における公文書の作成について、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第5条は、「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定めているが、対応の記録及び協議内容の報告自体は意思決定そのものではないことから、必ずしも文書を作成する義務はなく、協議した内容を記録した書類を作成していないとする実施機関の説明に不合理な点はない。

また、協議内容に関する書類として、審査請求人は、本件請願書の件で、〇〇〇が県を指導する文書を送付していると主張しているとのことであるが、通常、県が行う土地改良区の運営に関する指導等に関し、国が県を指導することはないため、〇〇〇から県を指導する文書が送付されていないとする実施機関の説明に、特段、不自然な点はない。

以上により、本件請求に係る保有個人情報について、不存在を理由として行った実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 結論

当審査会は、本件請求に係る保有個人情報について本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年 4月26日	諮 問
6月28日	審 議（第91回審査会）

7月27日	実施機関からの口頭理由説明の聴取，審議 (第92回審査会)
9月7日	審議 (第93回審査会)
10月16日	審議 (第95回審査会)

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏名	職業等	備考
大道 晋	弁護士	会長
坂田 美佐	税理士	
末吉 江衣	弁護士	
南波 浩史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会長職務代理者